ラジオ放送の受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の開設に向けた 調整及び同期放送設備の設置・運用のためのガイドライン

平成 2 8 年 7 月 1 3 日 総 務 省

1 目的

本ガイドラインは、ラジオ放送の受信障害対策中継放送を行う基幹放送局(以下「対策中継局」という。)を設置しようとする者(以下「申請者」という。)の申請手続の円滑な進捗及び同期放送設備の安定的な設置・運用に資するため、申請者、関係する地元の放送事業者及び総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。以下「各総合通信局」という。)の間において、調整が行われることが望ましい事項、その調整の標準的な進め方の例及び同期放送設備の設置・運用における目標等をガイドラインとして示すことを目的とするものである。

2 調整のための連絡調整網の構築

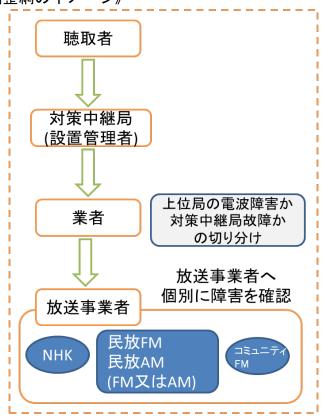
- (1)各総合通信局は、申請者に対し、放送対象地域(通常、都道府県単位)ごとに、関係する放送事業者、申請者等との間の連絡調整網の構築について説明する。この連絡調整網は、電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)別紙2の第5の6(3)において規定している放送中止事故の早期復旧を目的とした放送事業者との間で構築すべき緊急連絡網とすることができる。
- (2) 各総合通信局は、申請者から対策中継局を開設したい旨の相談があったときは、免許申請に必要な書類、記載要領等を説明するとともに、本ガイドラインに基づき、受信障害が生じているFM放送事業者、AM放送(FM補完放送を含む。)事業者及びコミュニティ放送事業者(以下「放送事業者」という。)との間でのあらかじめ調整が期待される事項、その調整の標準的な進め方、放送事業者担当者の連絡先を説明する。
- (3)申請者は、放送事業者の担当者と連絡を取り、以下の3に記載する調整の進め方の例を参考に調整を行い、その調整結果を踏まえ、各総合通信局に申請書を提出することが期待される。
- (4) 万が一、対策中継局開局後に予期せぬ混信が発生した場合は、電波法(昭和 23年法律第131号)第56条に照らし対応する。

3 調整の標準的な進め方の例

- (1)申請者からの説明
 - ア 対策中継局の設置場所 (緯度経度)
 - イ 周波数、送信電力(空中線電力)
 - ウ 送信アンテナの送信パターン、送信アンテナの高さ
 - エ カバーエリア (カバーされる市町村・地区)
 - オ 諸元の問合せのため、設置(施工)業者等の名称、連絡担当者、連絡先

- カ 上位の中継局の放送の受信方法(受信点の位置、放送波中継等)
- キ 受信点から送信点までの遅延時間(受信空中線から送信空中線までの間に 挿入される各装置(送受信装置、中継ケーブル等)全ての遅延時間)
- ク 対策中継局の申請担当者、連絡先
- ケ 中継(再放送)を行う予定の放送事業者名、当該地域における受信障害の 発生状況
- (2) 放送事業者からの説明
 - ア シミュレーションによる既存中継局等への混信予測 (シミュレーションによる混信予測は、原則、申請者が行うものであるが、 申請者に高い技術力がなく、混信シミュレーションを行うことが出来ない 場合にあっては、混信発生のシミュレーションを放送事業者に行ってもら うことも妨げない。シミュレーションに際しては、放送事業者の放送波中 継の受信点への影響、既存エリアへの影響等の有無について確認する。)
 - イ 関係する放送事業者として懸念している事項の有無 (懸念材料については、両者で誠意を持って協議し解決する。)
- (3) 調整が難航している場合にあっては、各総合通信局があっせんを行い、早期 解決に努める。
- (4) 調整結果の双方による確認(確認事項は当事者のみを拘束) 双方が了解すれば、確認書を取り交わすことが好ましい。

《連絡調整網のイメージ》



※対策中継局を設置する者は、連絡の方法等事前に関係者と調整を行うことが

望ましい。

- 4 同期放送設備の設置・運用における目標
- (1) 申請者は、上位局と同期放送を行う対策中継局として無線設備を設置・運用 する場合、以下を目標とする。
 - ア 搬送周波数の差は、2 H z を超えないこと。
 - イ 最大周波数偏移の差は、1kHzを超えないこと。
- (2) 対策中継局の受信機から送信機までの間を専用に光ファイバを使用して複数局により同期放送を行う場合は、(1)にかかわらず、以下を目標とする。
 - ア 当該複数局の送信点相互の周波数偏差はOHzとすること。
 - イ 当該複数局の送信設備の搬送波の周波数安定度は、同一とすること。
 - ウ 遅延時間に対するD/Uは、下表のとおりとする。

遅延時間	D/U
5 μ 秒以上 10 μ 秒未満	6dB以上
10μ秒以上 20μ秒未満	9 d B以上

表の値は、対策中継局の相互の放送区域が重複する場合に限る。